



理事長 天川 竜 治



申し上げます。

ならびに、当センターをご利用いただいております宇城市をはじめ企業や市民の皆様の変わらぬご支援とご協力で、厚く御礼申し上げます。

昨年は当センターにおきまして定時総会を通常通り開催することができ、多くの会員の方のご出席ありがとうございました。新理事長を仰せつかつてから7カ月が過ぎ、一昨年10月からの消費税のインボイス制度の施行等により厳しい状況に直面しております。続いて11月よりフリーランス法の施行、今後新たな契約方法の移行、デジタル化等課題が山積みです。また、今年度上半期の実績を紹介しますと、対前年比1・2%減となっており、若干の減ではあります。が会員の皆様の日頃のご努力に深く感謝申し上げます。

そのような中、会員募集拡大については、就業相談会、大田黒浩一セミナー、剪定講習会を実施、会員募集チラシを熊日新聞、うきうきぶれすにて折込み会員募集のPRを行い会員増加を諮った結果、新たに39名の方に入会していただきました。

しかしながら高齢により就労を続けられなくなった方や家庭の事情等で退会された方が33名おられなかなか成果が上がらない状況です。

一方、センターの事業運営の基本である安全就業については、大きな事故はなかったものの、残念ながら6件の事故が発生しております。安全委員会等による巡回指導や安全大会を実施し、注意喚起を継続的に取り組み事故防止意識の啓発を図りました。会員の安心安全を図る観点からセンターが最優先で取り組み課題であります。改めて『事故ゼロ』を目指し、これからも継続してまいります。

最後になりましたが、会員の皆様とご家族のご健勝ご多幸と、そして今まで以上に地域から信頼され愛されるセンターとなることを祈念して、新年のご挨拶いたします。



宇城市長 守 田 憲 史



公益社団法人宇城市シルバー人材センター並びに会員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。貴センターにおかれましては、「自主・自立、

共働・共助」の基本理念のもと、会員の皆様が長年培われた豊富な知識や経験、能力を活かし、住みやすい地域づくり並びに就業を通じた活力ある地域づくりに積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

少子高齢化が急速に進む今日、高齢者が生涯現役として多様な形で社会参加することが求められています。また、今年4月には「高齢者雇用安定法」改正で65歳までの雇用確保が完全義務化されるなか、生きがいの充実、社会参加、地域貢献を目的とするシルバー人材センターの存在意義はより一層大きくなり、活力ある高齢社会を支える組織としての役割は、益々重要なものとなっていきます。

今後も貴センターが、社会とのつながりを大事に、活き活きと活躍する高齢者を支援し、地域活性化の一翼を担っていただきますようご期待申し上げます。

本市といたしましても、活躍の機会を求める高齢者のニーズに応えられるよう、就業をはじめ、社会参加やボランティア活動を応援しますとともに、住み慣れた地域で、自立した生活を維持することができますよう引き続き取り組んで参ります。そして、あらゆる世代の市民の皆様が、「住んでいてよかった」、「これからもずっと住み続けたい」と実感できるまちづくりを推進して参ります。

結びに、宇城市シルバー人材センター並びに会員の皆様方にとりまして、新しい年が活気溢れる年となりますよう心から祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

令和六年度 定時総会

日時 令和6年6月25日(火)

午後1時30分より

場所 宇城市松橋東防災拠点センター

研修室

出席会員数187名(委任状含む)

今年度も通常総会を無事に開催しました。

近野副理事長の開会宣言のあと、浅井理事長の挨拶に始まり、来賓に守田憲史宇城市長、豊田紀代美宇城市議長、山森悦嗣民生常任委員長にご臨席いただきました。

その後、松橋町の緒方昭二氏が議長に氏名され、議事審議に入りました。

〈議案審議〉

議案第1号 令和5年度決算報告に

関する件

議案第2号 辞任に伴う役員を選任

(案) に関する件

〈報告事項〉

(1) 令和5年度事業報告について

(2) 令和5年度収支補正予算について

(3) 令和6年度事業計画について

(4) 令和6年度収支予算、資金調達及び設備投資に関する見込について



それぞれの議案について事務局から説明があり、林田正隆監事より「監査の結果、適正に会計処理されている。」旨の報告がなされた。又、辞任に伴う役員を選任については浅井理事長が辞任なされ、新たに天川竜治新理事長より挨拶なされました。各議案とも異議なく満場一致をもって原案通り承認され、また報告事項についても事務局から報告がありました。

(公社)熊本県シルバー人材センター連合会主催の「高齢者活躍人材確保育成事業」 樹木剪定講習

日時 令和6年11月18日(月)

19日(火)

午前10時～午後4時

場所 宇城市高齢者センター

宇城市立松橋小学校

参加人数 10名

今年度は樹木剪定講習会を開催しました。講師の方をお招きし1日目は座学、2日目は実際に樹木を剪定し、知識・技能を習得しました。一般の方向けに無料で行っております。知人の方へ紹介して頂き、この機会に是非シルバー人材センター会員入会をお待ちしています。



安全大会

令和 6 年 7 月 17 日 (水)

23 名参加

宇城市保健福祉センターにて宇城市シルバー人材センター安全就業強化月間会員研修会を開催し 23 名の参加がありました。はじめに会員より募集した安全標語の入選作品発表と記念品贈呈、続いて熊本県シルバー人材センター連合会の藤原憲吉氏より「安全就業について」の講演を実施し健康管理、安全意識をみんなが高め再確認致しました。



県連合会安全大会

令和 6 年 7 月 5 日 (金)

最優秀賞

辰本 勇二さん

「ゆるめません

安全心得

家路まで」



グラウンドゴルフ大会

18 名参加

安全大会終了後に松橋グラウンドゴルフ場にてグラウンドゴルフ大会を開催し、熱中症対策にも万全に行い会員の皆さんと交流を深めました。次回も行う予定ですので是非参加をお待ちしております。

優勝者

不知火町

田辺 欣信さん



就業相談会

事務局主催

令和6年7月12日(金) ウイングまつばせ
令和6年10月11日(金) 18日(金)

25日(金)

ウイングまつばせ、各防災拠点センターにて宇城市シルバー人材センターの活動内容や仕事内容を紹介する就業相談会を実施しました。

普段はセンターで行われる新入会員説明会も同時に開催し、来場者の方の中には入会され、現在就業されている方もおられます。シルバー人材センターをより知っていただけの機会となり今後も実施して参ります。

シルバー応援大使 大田黒浩一セミナー

令和6年9月5日(木)

43名参加

ウイングまつばせ視聴覚室にてシルバー応援大使である大田黒浩一氏によるセミナーを実施しました。43名の方が受講され、シルバー人材センターの事や自身の生活の事、経験した事等を楽しく、愉快なお話をなされ受講者の方からも大変好評でした。



奉仕作業

令和6年10月30日(水)

41名参加

今年度も奉仕作業を実施しました。作業は宇城市シルバー人材センター周辺、新緑館、三角東港近隣公園で剪定、除草、ごみ拾いを実施しました。41名の皆様の参加でとてもきれいになりました。皆様のご協力ありがとうございました。



松橋・小川・豊野地区



不知火地区



三角地区



宇城市シルバー人材センター会員の皆様へ

「フリーランス法」の施行に伴い 11月以降、「就業条件の明示」を行います

令和 6 年 11 月 1 日に、いわゆる「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が施行されました。

この法律の定めに従い、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、事前に「就業条件の明示」を行います。

1 対象となるのは？

令和 6 年 11 月 1 日以降に、事務局から委託した業務に新たに就業する会員です。10 月 31 日以前からの継続契約に就業されている方は、契約更新時に対象となります。シルバー派遣就業の場合は対象外です。

2 条件明示の内容は？

「受注件名」「仕事の内容」「就業場所」「就業期間」「発注者名」「発注者住所」「業務委託日」「報酬(配分金等)」「支払期日」「問い合わせ先」

3 条件明示の方法は？

明示内容は会員向けインターネットサービス「Smile to smile」で確認できます。(ID 及び仮パスワードは既に全会員に送付済みですが、事務局にご連絡いただければ再発行いたします。)

条件明示書の書面交付をご希望の方は、事前に事務局にご連絡の上でご来所ください。(郵送には応じかねます。)

※フリーランス法とは？

個人が事業者(特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者(特定業務委託事業者。いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示が義務付けられています。

問い合わせ先

公益社団法人 宇城市シルバー人材センター

TEL 0964-33-7886

確定申告

配分金は
雑所得になる?

申告しなくて
いいときもある?



55万円までは
税金が0円?

確定申告は
しないとダメ?

- シルバー人材センターの配分金や内職収入は、所得税法上「雑所得」として扱われるため、他の所得と合わせて確定申告又は住民税申告が必要となる場合があります。
- 雑所得は、1年間の収入から必要経費分（実費分もしくは55万円）が控除され、金額については、個人によって異なります。
- 公的年金が400万円以上の場合は必ず確定申告が必要です。また、400万円以下の場合であっても確定申告または住民税申告が必要となります。
- 適正に申告がされなかった場合には、住民税や介護保険料等の金額が上がる場合がありますので、ご注意ください。
- 派遣就業で働く会員は、熊本県シルバー人材センター連合会から源泉徴収票を送ります。派遣就業の収入は「給与所得」となり、確定申告が必要です。
- 必要経費がある方は領収書が必要になりますので、申告時に領収書をご持参ください。

計算例1 収入が配分金の場合

(配分金 - 必要経費55万円 - 基礎控除48万円 - その他の所得控除)
× 所得税率 = 所得税額

計算例2 収入が配分金と公的年金等がある場合

・ 「配分金収入」 - 「必要経費55万円」 = 配分金所得 … ①

・ 「公的年金等収入」 - 「公的年金等控除額」 … ②

〔① + ②〕 - 「基礎控除額48万円^{※1}」 - 「その他の所得控除^{※2}」
× 所得税率 = 所得税額^{※3}

※1 合計所得金額が2,400万円以下の場合

※2 その他の所得控除は、社会保険料や各種保険料、医療費、扶養控除等があります。

※3 平成25年分以降は、所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税の計算が必要です。

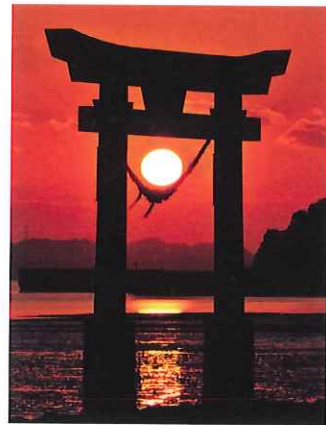
会員作品展



岡岳公園桜



曲野秋桜 & 向日葵



夕日と鳥居



東松崎ハス畑



曲野猫の迫堤 (大池)



海上花火



バイモユリ



天城橋

事務局からのお知らせ

12月分就業報告書の提出について

業務開始が6日からとなります関係で処理が煩雑になることが予想される事から、12月分の就業報告書は請負・派遣共に作業完了後すぐに提出いただくか、年末まで仕事がある場合は1月7日午前中までに事務局あるいはポストへ提出のご協力をお願いします。

新規会員入会促進のお願い

「1会員1新規会員獲得運動」実施中です。既存の会員1人につき、どなたかまだシルバーに入会していない方を1人紹介いただき会員を増やしましょう！という運動です。お知り合いの方でシルバー人材センターに興味のある方がいらっしゃいましたらぜひご案内ください。

表紙写真募集

あなたの撮った写真でシルバー広報紙の表紙を飾ってみませんか？

●発行時期…1月

●条 件…宇城市内で撮影されたもの

(撮影地を教えてください)

●応募方法…名前、連絡先を添えて宇城市シルバー人材センターへ持参あるいは左記アドレスへ送付

uki@sic.ne.jp

※採用については、広報委員会にて審査後決定します。

※写真を持参される場合は、現物ではなくデータでお願います。

編集後記

令和6年の夏は猛暑が続き、普段の生活にだいぶ影響がありました。そんな中で、台風は1つ接近したものの、被害を及ぼすことなく通り過ぎましたね、良かった良かった。風が涼しく感じられるようになり、新年度の会報を作る編集会議が行われました。広報委員も経験者ばかりとなり意見、アイデアが多く出され、表紙は美しい花となり記事も多くなり読みがいのある紙面ができたと自負しています。新しい年令和7年も無事故で楽しく働きたいものです。

(谷口 國明)

